平成２６年（フ）第４３５号
広島市西区三篠町１丁目16番15―605号
破産者　赤星　智佳
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４７号
広島市安佐北区口田１丁目22番９―２号
破産者　福江　貞夫
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
岩手県奥州市水沢区字久田105番地１　フラワーカーズ102号室
破産者　堀田　美和
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７号
岩手県上閉伊郡大槌町桜木町16番11号　桜木荘12号室、住民票上の従前の住所埼玉県加須市馬内1524番地５、登記簿上の住所埼玉県加須市東栄２丁目11番32号
破産者　足立　孝夫
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第４号
山形県米沢市吾妻町７番19―３号
破産者　大渕　一栄
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４７９号
横浜市保土ケ谷区岩崎町16番15号
破産者　久保　　淳
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８０号
横浜市保土ケ谷区岩崎町16番15号
破産者　久保　弘子
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２号
福井県大飯郡おおい町岡田第５号41番地
破産者　小原　幸子
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第２２号
滋賀県長浜市小野寺町496番地５
破産者　那須　秀明
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
香川県高松市香川町浅野2193番地63
破産者　野口　　実
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１６号
高知県南国市里改田951―６、開始決定時の住所高知県香南市野市町大谷467番地11
破産者　嶋﨑　稔子
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０２号
北九州市八幡東区尾倉１丁目７番10号
破産者　京松　英行
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４２号
熊本県荒尾市増永557番地１
破産者　奥田　　聖
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第５号
鹿児島県姶良郡湧水町木場1962番地１
破産者　井上　順二
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
鹿児島県霧島市国分城山町１番39号　エメラルドハイツ103
破産者　西村　孝明（旧姓上岡・上津）
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第２９８２号
大阪府八尾市山賀町３丁目23番地の１レオネクストエスペランサ206号
破産者　西丸　嘉人
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９８６号
大阪府交野市倉治６丁目５番１―６号
破産者　浜口　珠美
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０８８号
大阪府守口市大久保町２丁目４番１―306号
破産者　宮内　慎吾
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９２号
大阪府箕面市西小路４丁目４番29号　205号
破産者　中谷理恵子（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１０４号
大阪府四條畷市北出町30番６号
破産者　宮崎美智子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１１２号
大阪市城東区諏訪２丁目４番23―1002号
破産者　島田　和美
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１９６号
大阪府豊能郡能勢町宿野466番地
破産者　畠中亜朱紗（旧姓杉原）
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部